

お知らせ

不妊治療に伴う自己負担額を『全額助成』します

市では、**不妊治療に要した費用の自己負担分の金額を助成**します。

また、令和3年度中に不妊治療を開始し、4月以降に治療が終了した方については、年度をまたぐ治療(1回分)に関してのみ、従前の制度において不妊治療に要した費用から県の助成額を引いた全額を助成します。

○対象となる治療

不妊治療(体外受精または顕微授精および男性不妊治療)

○対象者

令和4年4月以降、上記治療を行った方のうち、次のいずれにも該当する方

- 1 法律上の婚姻をしていること(事実上、婚姻関係である方も含む)
- 2 治療を受けている期間および申請日に夫婦双方が市内に住所を有し、居住している方
- 3 市税の滞納がない方
(申請日の前年の1月1日に市外に住所を有していた方は、前居住地の市町村で発行される滞納がないことを証明する書類が必要です)
- 4 治療開始日の妻の年齢が43歳未満の方

○助成金額

- ・不妊治療に要した費用について「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の額を上限として助成。
- ・対象となる治療に伴う保険適用外の一部の先進医療についても助成。

申請から交付までの流れ

- 1 健康保険限度額適用認定申請書を各保険者へ提出し、認定証の発行を受ける
- 2 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証と保険証を併せて医療機関を受診
- 3 治療終了後、次の①から⑤を健康推進課へ提出
※①、②は市ホームページからダウンロードできます。

申請に必要な書類

- ①不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ②不妊治療医療機関証明書
(不妊治療終了後、医療機関で作成)
- ③医療機関発行の領収書(写し)
- ④申請する方の金融機関の口座情報がわかるもの
- ⑤申請日の前年の1月1日に市外に住所を有していた方は、前居住地の市町村で発行される滞納のないことを証する書類

- 4 交付決定通知書送付
- 5 口座への支払い

※原則、治療年度内の申請となります。